

【新型コロナウイルス感染症で事業に影響を受けている皆様への支援策について(4月8日10時更新分)】

最新パンフレット

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

今回の更新での新着の主なトピックスとしては

**【資金繰り】**

・都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免の融資を拡大します。

さらに、信用保証付き既往債務も制度融資を活用した実質無利子融資に借換可能とします。

・新規融資とあわせて既往債務の借換を可能とし、既往債務の借換についても当初3年間利子補給による実質無利子化の対象とします。

**【給付金】**

・持続化給付金を創設します。

などがありました。

ただし上記事業は令和2年度の補正予算の成立を前提としているため、事業内容が今後変更等されることがあります。

事業の詳細が決定次第、速やかに経済産業省HP等で公表されます。

その他変更点については、パンフレットP3～P4に記載されています。

なお

**【資金繰り】**(無利子・無担保融資、セーフティネット保証等)については  
(最新のパンフレットP7～P23)

**【給付金】**(持続化給付金)については  
(最新のパンフレットP24)

**【雇用関係】**(雇用調整助成金や保護者の休暇取得支援等)  
(最新のパンフレットP39～P42)

など国からの様々な支援策がパンフレット内に示されておりますのでご確認ください。

※パンフレットの内容は逐一更新されております。

現在最新は4月8日10時時点でのものになります。